

中野区立学校及び学童クラブにおける医療的ケア児支援検討委員会の設置について

1 目的

区立学校及び学童クラブにおける医療的ケア児のニーズに対して、適切な教育・保育環境を整えると共に、個々の児童生徒の状況に合わせて、安全に考慮した支援を行っていくため「医療的ケア児支援検討委員会」を設置する。

2 「医療的ケア児支援検討委員会」について

(1)実施内容

区立学校及び学童クラブにおける医療的ケアの内容や緊急時等への準備について、以下の内容について調整・確認を行う。

- ①事前面接結果、申請書類の確認
- ②申込児童・生徒に関する主治医の意見書及び在籍園等での支援状況の確認
- ③区立学校での医療的ケア実施の課題についての共有
- ④医療的ケアの実施に関する必要な事項の確認
- ⑤医療的ケア実施状況及び医療的ケア変更・終了の確認
- ⑥区立学童クラブでの実施の可否

(2)医療的ケア児支援検討委員会構成員

教育委員会事務局・子ども教育部・健康福祉部の管理職、園長・校長・学童クラブ所長、中野区医師会の医師、その他必要と認める者等する。

3 参考資料

別紙 医療的ケア児の入学等の流れ

